

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第

卷三十三第

行發日一月八年六和昭

論叢

經濟的變動の分析……………文學博士 高田 保馬
デイルタイ哲學と經濟哲學……………經濟學博士 石川 興二

時論

特別會計の整理……………法學博士 神戸 正雄
所得稅の稅率の改正……………經濟學博士 汐見 三郎

研究

農家における米の販賣……………經濟學士 谷口 吉彦
統計利用の意義と問題……………經濟學士 蜷川 虎三
東海道濱松宿に關する一考察……………經濟學士 大山 敷太郎

說苑

明治初年御用金の負擔者について……………經濟學博士 本庄 榮治郎
産米の管外移出高の季節的變動……………經濟學士 八木 芳之助
金問題批判……………經濟學士 松岡 孝兒
アンドレアデス氏「日本の人口」について……………經濟學士 宮本 又次

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

説苑

明治初年御用金の 負擔者について

本庄榮治郎

明治新政府成立の當初、財政は極度の窮乏状態に在り、洛中洛外の豪商富農に金穀の献納又は貸與を勸説し、或は大阪其他近畿地方の商人の献金又は借入金によつて、漸く當面の急に應じたものであり、明治元年には屢御用金が命ぜられた。このことは私の既に論じた所である。¹⁾ 茲にはその補論として一二の點を摘記したいと思ふ。

二

明治初年の御用金としては、會計基金金三百萬兩の徵募が最も大なるものであらう。その調達された實際

の額については今猶之を明かにすることを得ないが、特にこれについて述ぶべきことは、多數町人の少額の資金が集められてゐることこれである。

勿論この徵募については三井其他の富豪の盡力少からざる所であり、それ等のものゝ負擔額の大なることは明かであるが、それ等少數の富豪のみによつて、この御用金が負擔せられたものでないことは注意を要する。三岡八郎が大阪に出張して先づ鴻池以下の豪商十五名を説き（元年二月十三日）、更に二月十九日に大阪町人三百二十二人を、翌二十日に三百二十八人を召出し、基金調達のことを諭示してゐるが、これによつても多數町人の財力を集めんとしたことが明かである。然し大阪町人何名が幾何額の醸出をなしたるかといふことは、精確には未だ明かではないが、「御基金調達元帳」の大阪の部によつて計算すれば大體次の如き計數を得る。尤これとても複雑な附箋があり、精確な數字を知るためには、他の根本史料を照査して再調を要するであらうが、大體の傾向は之によつても十分知り

1) 拙稿、明治初年の御用金、明治維新經濟史研究所收。

得るであらう。

人員	金額
萬兩以上	一
五千兩以上	五〇、〇〇〇
一千兩以上	三二、五九三
五百兩以上	一四九、八〇〇
四百五十兩以上	五五、一〇二
四百兩以上	七、二九四
三百五十兩以上	一〇、八六五
三百兩以上	一三、三一六
二百五十兩以上	二〇、九八六
二百兩以上	一二、八〇三
一百五十兩以上	一九、九六九
百兩以上	二八、四五二
五十兩以上	四一、二三二
五十兩未満	三五、〇七三
計	一八五
株仲間及兩替仲間の分	一、七二四
萬兩以上	四〇、〇〇〇
千兩以上	五三、二三四
五百兩以上	一九、一四六
百兩以上	一七、八八四
百兩未満	一、二九四

計 一六九 一三一、五五八

以上の數字を見るに、個人負擔の分に於ては、金額としては五百兩以上の出金者によつて金額の約六割が負擔されて居るが、人員に於ては、百五十兩以下の負擔者で、總人員の七割三分を占めて居る。之によつて見るも如何に多數町人の比較的少額の資金が集められたかを知り得るであらう。

猶株仲間等に對して多額の負擔を命じたものは寧ろ閏四月の大監察使東下費の場合であつたが、會計基立金の場合にも株仲間が負擔して居ることは、前の數字によつて明かである。

更に堺における會計基立金の徵募を見るに、大體同様のことを考へ得る。²⁾而して「御基金調達元帳」の數字は次の如くである。⁴⁾

人員	金額
千兩以上	二
五百兩以上	二
四百兩以上	二
三百兩以上	二

2) 明治維新經濟史研究 375頁以下。
 3) 堺市史、第三卷、785頁。
 4) 堺市史、第六卷、547頁以下。

二百兩以上	六	一、二六五
百兩以上	三四	四、五一〇
五十兩以上	四八	三、〇六〇
三十兩以上	五七	一、九四八
二十兩以上	五三	一、一七五
十兩以上	三七二	四、一一五
	五七八	二一、五二三

この外、堺酒造仲間 一、四〇〇兩
岸和田酒造仲間 一二五兩

この場合には百兩以下殊に十兩乃至二十兩のものが甚だ多く、零細なる町人の富が集められたことは一層明かであらう。

三

更に明治天皇の大阪親征の議決せらるゝや、京都及大阪に於て各五萬兩宛を調達せしめて居る。それは少數富豪の負擔たるものであるが、其外に大阪・堺・西宮・伊丹・其他攝津地方の多數者が上納し、この金高十六萬七千二百八十七兩二分に及んで居る。⁵⁾ 今その内譯を見るに。⁶⁾

個人負擔の分

明治初年御用金の負擔者について

千五百兩	二人	千兩	六人	七百兩	一人
六百兩	三人	五百兩	八人	四百兩	九人
三百兩以上三八人	二百兩	一人	百兩	二人	
七十兩	一人	五十兩	一人	計	七十二人
外に千兩	西宮在中。	七百兩	御用掛名代取次		

があり、猶其他數人若くは數十人連合して出金せる場合が甚だ多い。この總計金額と總人員とを計算するに八百九十三人にて八萬四千〇三十五兩を出金して居るから、一人平均九十四兩強である。前記の個人負擔の分に於ては割合に金額が大であり、百兩以下の者は僅かに四人を算ふるに過ぎないが、その人員は七十二人に上つて居り、總人員としては九百七十人(西宮在中、御用掛名代取次を)で、約十六萬七千兩を負擔して居るのであるから、少數富豪の出金のみではなく、多數の町人の財力を集めたものであることは、この場合に於ても否定し得ざる處である。

四

明治新政府の成立は、天下の臺所たる大阪を味方にとり入れたことにあつた。換言すれば町人の財力を利

5) 明治維新經濟史研究 372頁以下。
6) 金穀出納所御用留 (三井文庫所藏記録)

用した點に在る。⁷⁾ それには先づ三井其他の大町人の富を御用金として徴した場合もあるが、豪商の富と雖、何時迄も政府に正金を提供し得べきものではなく、寧ろ一般町人の富が考へられなければならぬ。即ち多數の町人が御用金を負擔するに至つたことは當然のことであらう。勿論この場合と雖、富商の盡力斡旋による所大なることはいふ迄もない。

明治初年の財政が御用金政策・紙幣政策・外債政策によつて兎にも角にも彌縫されたことは既に述べた如くであるが、その紙幣政策たる不換紙幣の流通は必ずしも容易ならず、種々の流通策を採用し、遂には御用金調達證文を引當として之を貸下ぐるに至つたものであるから、⁸⁾ 見方によつては、御用金と同じく多數町人が直接之を負擔したこととなる。紙幣流通のために富豪の信用が利用されたことは、既に幕末における幕府發行の紙幣についても見る所であるが、¹⁰⁾ 明治政府もまた同様であつた。然し前述の如き手段に據つたのであるから、多數町人の財力を直接利用したものともいひ

得るであらう。

明治維新の變革に際して實際運動の表面に立つた者は、下級武士階級であつたであらう。従て町人の活動が受動的のものであつたことは否むことが出来ない。然しながら若し町人の財力的後援がなかつたならば、明治政府は果して成立してゐたであらうか。維新の際における御用金の調達、其後の紙幣發行、これが可能であつたればこそ維新の大業は成就し得たものである。されば維新の際における町人の努力は、たとへ形式上それが受動的であつたとしても、決して輕視す可らざるものではないか。而してその町人の努力なるものは大町人たる二三富豪の力が指導的のものではあつたらうけれども、そのみではなく、實際に於て、多數の一般町人の財力的後援が明治維新を成立せしめたものといはざるを得ない。即ち多數者の力が明治政府を成立せしめ、之を支持したるものと解釋すべきであらう。

7) 明治維新經濟史研究 404頁。
 8) 同上、391頁。
 9) 同上、395頁。
 10) 拙稿、江戸銀座金札について、經濟史研究、第三號。